

環境影響評価法及び福岡県環境影響評価条例の対象事業

対象事業	環境影響評価法		福岡県 環境影響評価条例
	第一種事業	第二種事業	
1 道路			
高速自動車道	すべて	—	—
一般国道	4車線 10 km 以上	4車線 7.5 km 以上	4車線 5 km 以上
林道	幅員6.5 m 20 km 以上	幅員6.5 m 15 km 以上	2車線 10 km 以上
2 ダム	100 ha 以上	75 ha 以上	50 ha 以上
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	10 km 以上	7.5 km 以上	5 km 以上
軌道	10 km 以上	7.5 km 以上	5 km 以上
4 飛行場	2,500 m 以上	1,875 m 以上	1,250 m 以上
5 発電所			
水力発電所	3万 kW 以上	2.25万 kW 以上	1.5万 kW 以上
火力発電所	15万 kW 以上	11.25万 kW 以上	7.5万 kW 以上
地熱発電所	1万 kW 以上	0.75万 kW 以上	—
原子力発電所	すべて	—	—
太陽電池発電所	4万 kW 以上	3万 kW 以上	50ha 以上
風力発電所	5万 kW 以上	3.75万 kW 以上	0.5万 kW 以上
6 廃棄物最終処分場	30 ha 以上	25 ha 以上	15 ha 以上
7 埋立及び干拓	50ha 超	40 ha 以上	25 ha 以上
8 土地区画整理事業	100 ha 以上	75 ha 以上	宅地の造成 (民間開発を含む) 50 ha 以上
9 新住宅市街地開発事業	100 ha 以上	75 ha 以上	
10 工業団地造成事業	100 ha 以上	75 ha 以上	
11 新都市基盤整備事業	100 ha 以上	75 ha 以上	
12 流通業務団地造成事業	100 ha 以上	75 ha 以上	
13 宅地の造成事業 都市再生機構等	100 ha 以上	75 ha 以上	
※ 港湾計画	300 ha 以上		150 ha 以上

※ 港湾計画のアセスメントは計画アセスメントである。

(条例独自のもの)

1 ゴルフ場の造成	—	30 ha 以上
2 スポーツ・レクリエーション施設用地の造成	—	50 ha 以上
3 墓園の造成	—	50 ha
4 土石の採取	—	50 ha
5 鉱物の掘採	—	50 ha
6 下水道終末処理場	—	計画人口： 15万人以上
7 工場・事業場	—	排水： 5,000 m ³ /日以上 排ガス： 15万 Nm ³ /時以上
8 県道・市町村道	—	4車線 5 km 以上

…令和5年3月に、地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「促進区域」に係る福岡県基準が定められた地域脱炭素化促進施設の種類のうち「バイオマス発電」は、この表では「火力発電所」に区分しています